

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
9月4日
(火曜日)

目次

告示

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....一

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....二

平成十九年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....二

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

教委告示

博物館に相当する施設の指定.....六

山口県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年九月四日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関成
岩国市	岩国周東(中曾根)地区	かんがい排水	平成一九、八、二四	



山口県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十九年九月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市川添一丁目二四一八の一地先から 同市大字川上字茶ノ木二七〇の一地先まで	最狭 二七・八	最狭 三五・六	二九〇・〇	二八〇・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年九月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四一般国道 四九〇号	宇部市川添一丁目二四一八の一地先から 同市大字川上字茶ノ木二七〇の一地先まで	平成十九年九月五日



(四四五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成十九年十月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人日本人権・環境問題研究所

代表者の氏名 山本 英治

主たる事務所の所在地 岩国市牛野谷町二丁目一八番二一号

(四四六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年九月四日から平成二十年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームワイドプラス長府店

所在地 下関市長府才川一丁目六一六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

イオン九州株式会社 福岡市博多区博多駅南二丁目九番二一号 松井 博史 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	五〇四台	二二七台
駐輪場の収容台数	九〇台	一五台
駐車場の自動車の出入口の数	四箇所	三箇所

四 届出年月日

平成十九年八月二十四日

五 変更年月日

平成二十年四月二十五日

(四四七) 平成十九年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号、以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十九年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目

かわらぶき	建築大工	水産練り製品製造	石材施工	強化プラスチック成形	和服製作	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	半導体製品製造	電気機器組立て	機械保全	機械検査	工場の板金	さく井
かわらぶき	大工工事	かまぼこ製品製造	石材加工 石積み	エポキシ樹脂積層防食 ビニルエステル樹脂積層防食	和服製作	婦人子供既製服ハターンメイキング 婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	集積回路チップ製造 集積回路組立て	シーケンス制御	機械系保全 電気系保全 設備診断	機械検査	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	ロータリー式さく井工事

和裁	冷凍空気調和機器施工	電気機器組立て	機械検査	職種	試験科目
和服製作	冷凍空気調和機器施工	シーケンス制御	機械検査	職種	試験科目

3 三級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図	ガラス施工	カーテンウォール施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	配管
鋼橋塗装	機械試験 組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図手書き 機械製図CAD	ガラス工事	金属製カーテンウォール工事	アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管

職	種	実施期日	2 一級及び二級の技能検定	職 調製 工機組立 電子機器組立 空気圧装置組立 プラスチック成形	職 金属熱処理 工場板金めっき 機械組立て 電気機械組立 空気圧装置組立 油圧装置調整	種 機械加工 仕上げ 機械検査 金型製作 ダイカスト 自動販売機 金属プレス加工 機械保全	種 平成二十年二月三日 (日曜日)	実施期日
				職 配電盤・制御盤製図	職 機械製図手書き	種 建築配管	種 大工工事	

4 単一等級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職	種	試験科目
電子回路接続	電子回路接続	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	

(一) 試験の方法
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
 二 試験の期日
 (一) 実技試験
 平成十九年十二月三日(月曜日)から平成二十年二月二十四日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
 (二) 学科試験
 1 特級の技能検定

職	種	実施期日	3 三級の技能検定	職 機械検査 電気機器組立て 配管	職 配管	種 機械検査 電気機器組立て 配管	種 平成二十年二月二十七日 (日曜日)	実施期日
				職 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	職 和裁 建築大工 電気製図	種 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	種 和裁 建築大工 電気製図	種 平成二十年二月三日 (日曜日)

四 単一等級の技能検定
 三 試験の場所
 山口県職業能力開発協会が指定する場所
 四 受検資格
 (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条に規定する者であること。
 (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
 (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
 (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
 (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する

る者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成十九年十月一日(月曜日)から同月十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書等の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 金属熱処理 めつき 仕上げ 器組立て 半導体製品製造 建設機械整備 婦人子供服製造	機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 電子機器組立て 電気機 置組立て 油圧装置調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整	一万五千七百円

2 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万千五百円
機械検査 婦人子供服製造		一万三千円
自動販売機調整 和機器施工 かわらびき カーテンウォール施工	工場板金 ローブ加工 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 防水施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 金属材料試験 塗装	一万五千七百円

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		七千七百円
機械検査		八千七百円
電気機器組立て	冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	一万五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万千五百円
機械検査		一万三千円
電気機器組立て	冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	一万五千七百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
電子回路接続	樹脂接着剤注入施工	一万五千七百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成十九年十一月二十六日(月曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年三月十八日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(四四八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年九月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市南花岡五丁目四番二八号
有限会社松風土地



山口県教育委員会告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定に基づき、博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成十九年九月四日

山口県教育委員会

- 一 名 称 緑と花と彫刻の博物館
- 二 所在地 宇部市野中三丁目四番二九号
- 三 設置者 宇部市
- 四 指定年月日 平成十九年九月一日

平成十九年九月四日印刷
平成十九年九月四日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）